

山形県農薬危害防止運動実施中

実施期間 平成26年6月15日～8月31日

山形県では関係機関と連携して、農薬が最も使用される時期を重点に、農薬による事故防止と、より一層の農薬適正使用に向けて農薬危害防止運動を行っています。農薬の使用に当たっては、以下の点に注意しましょう。

1. 農薬の購入と保管管理に当たって

- ★農薬は農林水産省登録番号のあるものを、必要量だけ計画的に購入しましょう。
- ★購入時は有効年月を確認し、期限内に使用しましょう。
- ★農薬は盗難・誤用の防止等のため、鍵のかかる専用保管庫で保管しましょう。
- ★不要になった農薬を処分する場合は、農協や農薬販売店等にご相談ください。また、農薬の空容器、空袋等は、廃棄物処理業者に処理を委託する等適切に処分しましょう。

2. 農薬の使用に当たって

- ★ラベルに記載されている①適用作物、②使用量（希釈倍数）、③有効成分ごとの総使用回数、④使用時期（収穫前使用日数）等をよく読んで、記載事項を正しく守って使用しましょう。
- ★農薬散布に当たっては、事前に周辺の生産者、養蜂業者、住民等に防除計画をお知らせするとともに、周辺ほ場の農作物や住宅地、公共施設、家畜、河川等への飛散・流出を防止するため、次の点に十分に注意しましょう。
 - ア 風の強いときを避け、風向に気をつけて散布しましょう。
 - イ 散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう。
 - ウ 散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう。
 - エ 飛散しやすい細かい散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力は必要以上に上げすぎないようにしましょう。
- ★散布者自身の事故防止のため、マスク、防除衣、手袋等を必ず着用するとともに、気温が高いときや、体調が悪いときは散布をしないようにしましょう。
- ★公園等で病害虫管理を行う時は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（環境省ホームページで公表）を参照してください。

3. 農薬散布後は

- ★タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗い、また洗浄液が排水路や河川等に流出しないようにしましょう。
- ★農薬の使用月日、農薬名、対象作物名、使用量（希釈倍数）等を記録し、保管するようにしましょう。

4. 万が一の事故の場合

- ★農薬の誤使用等で健康被害が発生した場合には、応急処置を行い、すみやかに最寄りの医療機関で処置してもらいましょう。

農薬の相談は：○食品安全衛生課(023-630-2160)

○農業技術環境課(023-630-2461)

○病害虫防除所(023-644-4241) 庄内支所(0235-78-3115)

○最寄りの各総合支庁各農業技術普及課

農薬情報は：○やまがたアグリネット(愛称：あぐりん) <http://agrin.jp/>

毒物・劇物の相談は：○最寄りの各保健所

・村山保健所(023-627-1248)

・最上保健所(0233-29-1257)

・置賜保健所(0238-22-3872)

・庄内保健所(0235-66-5478)

○健康福祉企画課(023-630-2332)

公園等病害虫等管理

マニュアルの相談は：○水大気環境課(023-630-2338)